表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第三十九号を第四十号とし、第三十五号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第三十四号中「親水軟膏」を「親水クリーム」に改め、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四　注射用水（容器入り）

○厚生労働省告示第十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号18中「吸水軟膏」を「吸水クリーム」に改め、同号中26を削り、同号27中「サッカリンナトリウム」を「サッカリンナトリウム水和物」に改め、同号中27を26とし、28から30までを27から29までとし、同号31中「親水軟膏」を「親水クリーム」に改め、同号中31を30とし、32から37までを31から36までとし、36の次に次のように加える。

37　精製水（容器入り）

第二号中39を削り、40を39とし、41を40とし、40の次に次のように加える。

41　セラセフェート

第二号中77及び78を削り、同号76中「ヒドロキシプロピルメチルセルロース二二〇八」を「ヒプロメロース」に改め、同号中76を78とし、62から75までを64から77までとし、同号61中「乳糖」を「乳糖水和物」に改め、同号中61を63とし、60を62とし、59を61とし、48から58までを49から59までとし、59の次に次のように加える。

60　トレハロース水和物

第二号中47の次に次のように加える。

48　ソルビタンセスキオレイン酸エステル

第二号79中「ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタレート」を「ヒプロメロースフタル酸エステル」に改める。

○厚生労働省告示第十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

「バヌアツ　パプアニューギニア」を「バヌアツ」に改め、「（ネブラスカ州、ノースカロライナ州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）」を削り、「グアテマラ　グレナダ」を「グアテマラ」に改める。

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町戸中字明堂畝一二八の一、字和田ノ谷三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明堂畝一二八の一・字和田ノ谷三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町岩戸字トビガ瀧一一七、一一三五、一一三八、一一三九、一一四三、三三九三の一、三三九三の二、三三九九、三四〇一から三四〇四まで、字トビガタキカゲ三三六五、字引切畝三三九一、三三九二、字柳サコ三四〇五、三四一一の一・三四一二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四一四、字軸ケ瀧三五五〇、三五五一、峯岩戸字丸畠ノ下タ二二三五、二二三七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字トビガ瀧一一七・一一三九・三三九三の一・三三九三の二・三三九九・三四〇一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四三、三四〇二から三四〇四まで、字引切畝三三九一・三三九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字柳サコ三四〇五、三四一一の一（次の図に示す部分に限る。）、字軸ケ瀧三五五〇・三五五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字丸畠ノ下タ二二三七の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字追平九六七四の三、字志平入九七五〇の一、字尾那久保九七八三の一、九八二一の一、九八二一の二、九八二一の一二、九八二一の一六から九八二一の一八まで、九八三二の一、字神場嶺九七九八の一、字晦日久保九八〇四、字尾那久保八ツ塚上九八一三の一、九八一三の三、字山神平山神社九八五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾那久保九八二一の一（次の図に示す部分に限る。）、字晦日久保九八〇四、字尾那久保八ツ塚上九八一三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県竹田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備